

平成二十一年二月十日受領
答弁第七七八号

内閣衆質一七一第七八号

平成二十一年二月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ビザなし交流における出入国カード提出に係る外務省の認識等に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ビザなし交流における出入国カード提出に係る外務省の認識等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

四島交流の枠組みによる訪問の手続は、千九百九十一年十月十四日付けの日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の外務大臣間の往復書簡の規定に従い、身分証明書及び挿入紙によることになっており、御指摘の「北方四島訪問団員参加票」そのものをロシア側に対して提出することはない。

三について

お尋ねの「ロシア側が提出を求めてきた出入国カード」については、外務省として把握している。

四について

今次ロシア側の措置についての説明は受けているが、その背景についてコメントすることは、相手国との関係もあり、差し控えたい。

五から七までについて

我が国固有の領土である北方四島がロシア連邦により不法占拠され続けている現状において、我が国の

国民が、ロシア側の一方的な措置に従って、お尋ねの「出入国カード」を提出する等、あたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提にしたかのごとき形で我が国固有の領土である北方四島に入域することとは、北方領土問題に関する我が国の立場と相容れないものと認識している。

八について

お尋ねについては、在ロシア連邦日本国大使館等を通じ、ロシア側に対し我が国の立場を申し入れてきているが、協議の内容等については相手国との関係もあるため、お答えすることは差し控えたい。

九について

外務省としては、ロシア側に対し、昨年末、本年度の人道支援物資供与事業の実施に関して通報し、ロシア側は内部調整に努めていたと承知していた。平成二十一年一月二十三日になって、ロシア側から異存ない旨の回答を得たが、同日に、ロシア側から、今次人道支援物資供与事業のための北方四島訪問に際しては、「出入国カード」の提出が必要である旨のロシア連邦政府としての立場が初めて表明されたものである。このように、外務省としては必要な措置を講じていたが、ロシア側が立場を変えたため、やむを得ず今次訪問における人道支援物資供与の中止を決定したものである。